

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（315））
2. 日時：令和2年4月8日 13時30分～18時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※…TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

義崎管理官補佐※、角谷安全審査官、照井安全審査官

事業者：

中国電力株式会社 電源事業本部 担当部長 他24名※

5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、運転中の原子炉における格納容器破損防止対策の有効性評価（格納容器過圧・過温破損、高圧溶融物放出／格納容器雰囲気温度直接加熱、原子炉圧力容器外の溶融燃料-冷却材相互作用、水素燃焼、溶融炉心・コンクリート相互作用）等について、4月3日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

- 指摘事項の回答の作成にあたっては、指摘に対する回答だけでなく、基準への適合性を含めて結論を明記すること。
- 格納容器ベント基準見直し後前後のタイムチャートについて、格納容器圧力の640kPa[gage]到達時刻が変更となった理由を整理して説明すること。
- 格納容器ベントによる一時退避中の燃料補給について、指摘により手順を変更するならば、その旨を明確に説明すること。また、その被ばく線量評価の解析条件として、タンクローリによる移動ではなく徒歩による移動としている理由を整理して説明すること。
- 新たに設置されるSA所内電気設備について、溢水に関する検討結果だけでなく、指摘内容である水密区画化の要否について理由と共に説明すること。
- 原子炉水位が有効燃料底部(BAF)を下回った以降に原子炉減圧を実施する場合の悪影響について、水素発生に与える悪影響の理由を整理して説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし